



- 凡例** (注) ○は地点番号を示す。
- 地価公示標準地 (令和6年1月1日)
 - 住宅地 ○
 - 商業地 5-○
 - 工業地 9-○
 - 地価調査基準地 (令和6年7月1日)
 - 住宅地 県○
 - 宅地見込地 県3-○
 - 商業地 県5-○
 - 工業地 県9-○
 - 林地 林○
 - 公示・調査の共通地点
 - 地点番号の金額は、千円/m²(林地は、千円/10a)

- 市街化区域 (非線引き都市計画区域) (注) においては用途地域
- 線引き都市計画区域
- 非線引き都市計画区域

- トンネル
- △14.8 電子基準点
- △52.4 三角点
- △21.7 水準点
- △12.5 標高点
- 市役所
- 東京都区役所
- 町村役所
- 指定都市の区役所
- 官公署
- 裁判所
- 消防署
- 警察署
- 交番
- 郵便局
- 小・中学校
- 高等学校
- 病児病室
- 特殊鉄道
- 路面の鉄道
- 索道(リフト等)
- 建設中または運行休止中の鉄道
- 橋及び高架部
- 都府県界
- 北海道総合振興局・振興局界
- 市区町村界
- 所屬境界
- 特定地区界
- 送電線
- 竹
- ヤシ科
- ハイマツ
- 在来種
- 荒地
- 針葉樹林



索引図

文挾 27	大谷 28	宝積寺 29
鹿沼 32	宇都宮西部 33	宇都宮東部 34
下野大柿 38	壬生 39	上三川 40



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 103」